



平成 29 年 5 月 25 日

第 9 回生と死の倫理公開セミナーを開催 「配偶子提供 提供卵子の価値 子どもへの告知(telling)」 日本人の意識は？ 卵子バンクの現実は？ 中国での現状は？

岡山大学は 6 月 24 日、第 9 回「生と死の倫理」公開セミナー「配偶子提供 提供卵子の価値 子どもへの告知 (telling)」を開催します。

本セミナーでは、2016 年に実施した 1000 人規模の全国市民への調査結果をもとに、「配偶子提供」による生殖医療への日本人の意識に関するデータを公表・解説します。また、日本初の卵子バンクである NPO 法人「OD-NET」代表の岸本佐智子代表を招いて、利用者の声や初めての出産までの現場の状況を紹介します。さらに、中国での実情、無償での提供や子どもへの告知などの現実的な課題を法律、生命倫理の視点で議論します。

<概 要>

名 称：「配偶子提供 提供卵子の価値 子どもへの告知 (telling)」

日 時：平成 29 年 6 月 24 日 (土) 13:30～16:30

会 場：岡山大学鹿田キャンパス臨床講義棟 臨床第 1 講義室

対 象：どなたでも参加できます。

そ の 他：参加費無料。駐車券あり。

<背 景>

現在、日本の不妊症カップルは 6 組に 1 組とされており、晩婚化の影響などで増加の一途をたどっています。一方で、ターナー女性、無精子症の男性など医学的な適応での配偶子提供を望む人々も多く、化学療法や放射線療法などにより妊孕性（妊娠する力）を失ったがん患者も、がんの完治後に子どもを望むことがあります。さらには、性同一性障害当事者が第三者の精子提供により持った子どもの嫡出性を争った裁判では、最高裁は FTM 当事者（身体は女性、心は男性）を父親と認めたこともあり、性同一性障害を含めた性的マイノリティ当事者への第三者の関与する生殖医療も注目されています。

現在、先進諸国では、第三者の関与する生殖医療に関する法律が整備されている中、日本においても自民党にプロジェクトチームが結成され議論がなされたものの法制化につながっておらず、学会等の自主規制のもとで実施、あるいは、禁止されている現状があります。

今年 3 月 22 日、NPO 法人「OD-NET」は、学会のガイドラインでは認められていない第三者の女性ボランティアが提供した卵子を用いた体外受精により、不妊女性が出産したと



PRESS RELEASE

発表しました。姉妹や友人ではない第三者の卵子（いわゆる卵子バンク）による出産が公表された日本で初めての例です。

本セミナーでは、2016年に実施した1000人規模の全国市民への調査結果をもとに、日本人の「配偶子提供」による生殖医療への意識に関するデータを公表します。この中で、がん患者やターナー女性のような医学的適用のみではなく、高齢女性や独身者、また、性的マイノリティ（LGBT）当事者など、多様化した利用者への第三者の関与した生殖医療への日本人の意識を解説します。

また、「OD-NET」代表の岸本氏を招いて、その利用者の声や初めての出産までの現場の状況を紹介。さらに、中国での実情についても情報提供をするとともに、無償での提供や子どもへの告知などの現実的な課題を法律、生命倫理の視点で議論します。

<お問い合わせ先>

岡山大学大学院保健学研究科

教授 中塚 幹也

（電話番号）086-235-6538

（FAX番号）086-235-6538

（メール）mikiya@cc.okayama-u.ac.jp